

31 情 審 第 56 号

令和元年(2019年)10月30日

つくば市教育委員会教育長 門 脇 厚 司 様

つくば市情報公開・個人情報保護審査会

会長 横 田 由 美 子

つくば市情報公開・個人情報保護審査会条例第2条第1項の規定に基づく調査審議について（答申）

平成31年(2019年)2月5日付け30教総第869号による諮問のあった審査請求人の平成30年(2018年)5月19日付け審査請求に係る決定の適否について、別紙のとおり答申します。

別紙

答申書

第1 審査会の結論

平成30年5月8日付け特定記号番号でつくば市教育委員会教育長（以下「本件実施機関」という。）が行った不開示決定処分に違法又は不当な点はない。ただし、処分庁であり審査庁であるつくば市教育委員会教育長においては、附帯意見を真摯に受け止められたい。

第2 事案の概要

- 1 平成30年4月28日、審査請求人は、つくば市情報公開条例（平成27年条例第27号。以下「本件条例」という。）第3条の規定により、請求に係る行政文書の名称その他の行政文書を特定するに足りる事項（本件条例第4条第1項第2号。以下「特定事項」という。）を「特定学校及びつくば市教育局の公文書だから交付できないという情報の公開に関する法律に反する記載のある文書の全て。手続案内をせずに説明責任を逃れようとするものを含む。」（以下「本件対象文書」という。）とする行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 平成30年5月8日、本件実施機関は、開示をしない理由を「文書不存在 該当の文書（注・本件対象文書）を作成していないため」とする不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、同日付けで審査請求人に通知した（特定記号番号）。
- 3 平成30年5月19日、審査請求人は、つくば市教育委員会に対し、本件処分の取消し及び本件対象文書の開示を求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を提起した。

第3 審査請求人の主張の要旨

- 1 本件対象文書に関し、過去に行政文書開示請求で交付を受けた特定学校（以下「本件学校」という。）の保有する「平成29年7月14日情報提供（■■さんからのご意見）」（以下「290714 情報提供」という。当審査会に提示された資料では■■は黒塗り。）には、「この文書は公文書扱いとなり、公文書である以上、学校で同様なものを作成して渡すことができない」という文言が記載されている以上、本件対象文書は存在する。また、平成29年11月10日付けの弁明書についても、教育長が本件学校の教員らと意をともにする記載があるため、本件対象文書に含まれる。
- 2 少なくとも、上記2件の文書が本件対象文書に該当し、本件実施機関の「該当の文書を作成していないため」という理由は不適當である。

第4 本件実施機関の主張の要旨

- 1 審査請求人が存在を主張する行政文書は、本件実施機関において作成した事実はない。
- 2 審査請求人が記載した「情報の公開に関する法律」が本件条例を含むとしても、行政文書開示請求手続を取らずに行政文書開示は差し控え口頭による回答での理解を求めている旨が記載されており、当該記載について条例の規定に反する不適切又は違法な点はない。
- 3 審査請求人が本件対象文書と主張する「290714 情報提供」には「開示請求の手続によらず」という趣旨の文言は記載されていないが、条例に反するとは言えず、条例の規定に反する不適切又は違法な点はない。

第5 調査審議の過程

当審査会は、本件審査請求について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成31年4月12日 審議

② 令和元年 10 月 17 日 調査審議 学校関係者への質疑応答

第 6 当審査会の判断

- 1 本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、本件実施機関は、これを作成していないとして本件処分を行った。これに対し、審査請求人は、本件処分の取消し及び本件対象文書の開示を求めるところ、本件実施機関は、本件処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書が存在するか否かについて検討を行う。
- 2 本件処分に係る特定事項のうち「情報の公開に関する法律に反する記載のある文書」、「説明責任を逃れようとするもの」とは、情報公開に関する法律に反する内容、説明責任を逃れることを企図する旨などを内容とする文書と解釈することができる。
- 3 「290714 情報提供」及び平成 29 年 11 月 10 日付けの弁明書（以下これらを「本件 2 文書」という。）をみるに、本件 2 文書に情報公開に関する法律に反する内容、説明責任を逃れることを企図する旨などを内容とする文書があると認めることはできない。
- 4 したがって、本件実施機関が、本件 2 文書を「情報の公開に関する法律に反する記載のある文書」、「説明責任を逃れようとするもの」に該当しないと判断し、開示をしない理由を「文書不存在 該当の文書（注・本件対象文書）を作成していないため」とする不開示決定（以下「本件処分」という。）を行ったことを特に違法又は不当であるということとはできない。
- 5 また、審理の全趣旨及び各証拠を考慮しても、他に「情報の公開に関する法律に反する記載のある文書」、「説明責任を逃れようとするもの」が存在すると認めるに足りる事情もうかがわれない。
- 6 以上から、本件処分に違法又は不当な点はない。
- 7 ただし、処分庁であり審査庁であるつくば市教育委員会教育長においては、附帯意見を真摯に受け止められたい。

第7 附帯意見

行政不服審査法上の審査請求には、①行政に再考を促す面及び②事案の簡易迅速な解決を旨とする面があるという特徴がある。そこで、当審査会は、附帯的に次のとおり意見する。

- 1 本件処分及び本件審査請求に係るつくば市教育委員会教育長の対応について
 - (1) 本件処分に係る特定事項は、「情報の公開に関する法律に反する記載のある文書」、「説明責任を逃れようとするもの」と評価を含む内容となっており、ある文書が本件対象文書か否かを客観的に判断することが難しい内容になっている。
 - (2) 本件条例第21条には「実施機関は、開示請求をしようとする者が容易かつ的確に開示請求をすることができるよう、当該実施機関が保有する行政文書の特定に資する情報の提供やその他開示請求をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。」と規定されている。
 - (3) そうすると、本件実施機関としては、開示請求に係る行政文書の特定に当たっては、開示請求者に当該実施機関が保有する行政文書の特定に資する情報の提供をしたり、開示請求者から必要な聞き取りを行うなどして、特定事項該当性を客観的に判断しやすい内容になるような措置を講ずることが望ましかった。
 - (4) 当審査会は、本件処分を違法又は不当と判断することはできなかったが、それは当審査会が積極的に本件処分が妥当であると判断したものではない。
本件実施機関が、本件2文書について、「情報の公開に関する法律に反する記載のある文書」、「説明責任を逃れようとするもの」には該当しないと判断したことを特に不当とは言えないと消極的に判断したにすぎない。
 - (5) 以上のとおり、本件実施機関の本件処分及び本件審査請求に係る対応は不当とは言えないとしても、到底市民の期待に応えるものと言うことはできな

いと言わなければならない。

2 諮問に至るまでの期間について

行政庁の違法又は不当な処分に関し、国民が簡易迅速かつ公正な手続の下で広く行政庁に対する不服申立てをすることができるための制度として行政不服審査法が定められており、不服申立ての手段として、原則審査請求が定められている。本件処分に対する審査請求に係る行政の対応としては、明らかに時間を要し過ぎている点については、改善を求めたい。

つくば市情報公開・個人情報保護審査会

(五十音順)

委員 磯山 貴洋

委員 川島 宏一

委員 関 和也

委員 中島 孝

委員 中田 勝也

委員 水町 雅子

委員 横田由美子